

II) 慢性アルコール中毒者

- World Health Organization のアルコール中毒専門委員会の定義（ハイマニの「アルコール中毒」より）

伝統的、習慣的飲酒の域を越え、あるいは地域社会全体の社会的飲酒習慣を越えて飲酒する場合、飲酒に導く病因的因素にかかわりなく、またその病因的因素がどの程度遠因、便宜、あるいは獲得された身体病理的、代謝的影響を受けているにもかかわりなく、それを *alcoholism* と呼ぶ。

- アルコール的性格（大阪市大医学部 小杉氏）

これまでの数多くの研究の結果は、いわゆる典型的アルコール中毒性格などものは存在しない。陽気で社交的である外向性の人も、陰気で、おとなしい内向性の人も、また豊かな知性をもつた人も、愚鈍で、回転がうまい、知識のない人もアルコールに囚われる。厳密にいうならば、個々の中毒者の年齢、職業、教育程度すべてが異なるごとく、性格もさまざまである。しかし、うつ的一面、一見うつりや他の精神病患者に比較して、アルコール中毒者に多くみられる性格との特徴のようなものはある。

1. 感情的に未熟である。

なぐさでもないような事に腹を立てたり、また得意満面になるなど、気分の変化が大きく、不安定である。やう人には自分の感情を伝えよ力に乏しく、感情をあらわします。

2. 依存心が強い。

何事につけても助けを借りないと出来ない、中年になつても親兄弟のスネきじりつけ玉人、強い性格の有能な奥さんを持つ人が多い。亭主が酒を飲んでぐうたらになったから、奥さんが経済的に一家を支えるというより、もともと依存心の強い人が、しかも者強の女房を産んでいます。

3. 自己中心的である。

これも中毒者に多い特徴である。酒を飲んでいる時はもとより、断酒しても往々にしてこの特徴が出て失敗する事がよくある。酒を飲む原因は全て周囲が悪いからだとの自己を正当化する考え方である。自分が酒を飲め、だらしない生活をしていい事を左肩にかけ、女房や親がガミガミえうから、子供の学校、放縦が悪いから、

果ては理をうせのなか悪いから自らは酒を飲んでいたといふだぐい。

4. 猜疑心が強い。

他人を信ずることが出来ない。もうごとすべて外敵として受け取つたり、人の善意を素直に感じられない。アルコール中毒者にしばしばみられる好敵意想などもこういった特徴と結びついていますと言えます。

5. 嫉妬や強情である。

たえず不機嫌で、暗く、無動力のように見える。しかし、うつうちに激しい敵意を隠し、時にうかが覺察する。

6. 自尊感が強い。

表面的には自信に満ち、自惚れ屋のように見えは場合も、うつうらには小心で自信を欠く性格がかくされてゐる場合が多く、新たなる事態に対処するだけの自信がなく思ひきった事が出来ない。失敗に因つて自信を失いく盡り、無能な人との意識を強く持っています

うの反面、自分も人並の生活をしたい、他人に認められたい、ほめられたいとの気持もあり、心のオーバー不満、緊張が増加します。うして、酒の力を借りなつておれなく

なつます。酒を飲めば、たちまちに1つて本能者となり
、自分の感情は全て満たされよように感じよ。

2 紋張に耐えらる力が弱い

通常にもうごとに対処するよことが下手で、本来ならば
冗談にまぎらわせてしまふよな事柄にだつても敏感
に反応し、大いなる屈辱の感じとり、やれを根にもぢ、
深刻に心を絞り疲れ切る。必要以上に神経を使ひすぎ
から紋張に耐えられない。

以上述べたゆき特徴は、アルコール中毒者に比較的し
ばしば見出されるもつです。この特徴は、アルコール中
毒の結果といふよつ本来つもつです。勿論、中毒
のためにやう個性はよん助長されていよかも知れまい。
しかし、酒をやくてもやういつて特徴、個性はなかなか
かわりにくいようです。しかし、ここで強調せねばなら
ないことは、こういった特徴がすべての中毒者に共通し
たもつではないといふこと、これら特徴をどれ一つ
持たない中毒者もままあり、まだ中毒者でない人達にし
しばしば見出される—— といふ点です。

昭和22年3月27日午前2時ごろ、柏原市高井町2-2-1
安田病院（理大和川病院）別館3階の多室で、患者の世
話係（看護人）が殺害されたニュースが同年3月28日の
各紙朝刊に記事として載った。アル中患者として精神病
院で長期間収容された人がどうような状態であるかの
一例となる。

五、更生相談所に於ける精神障害者対策

i) 居住地が明らかな者

当区の福祉事務所長が行う

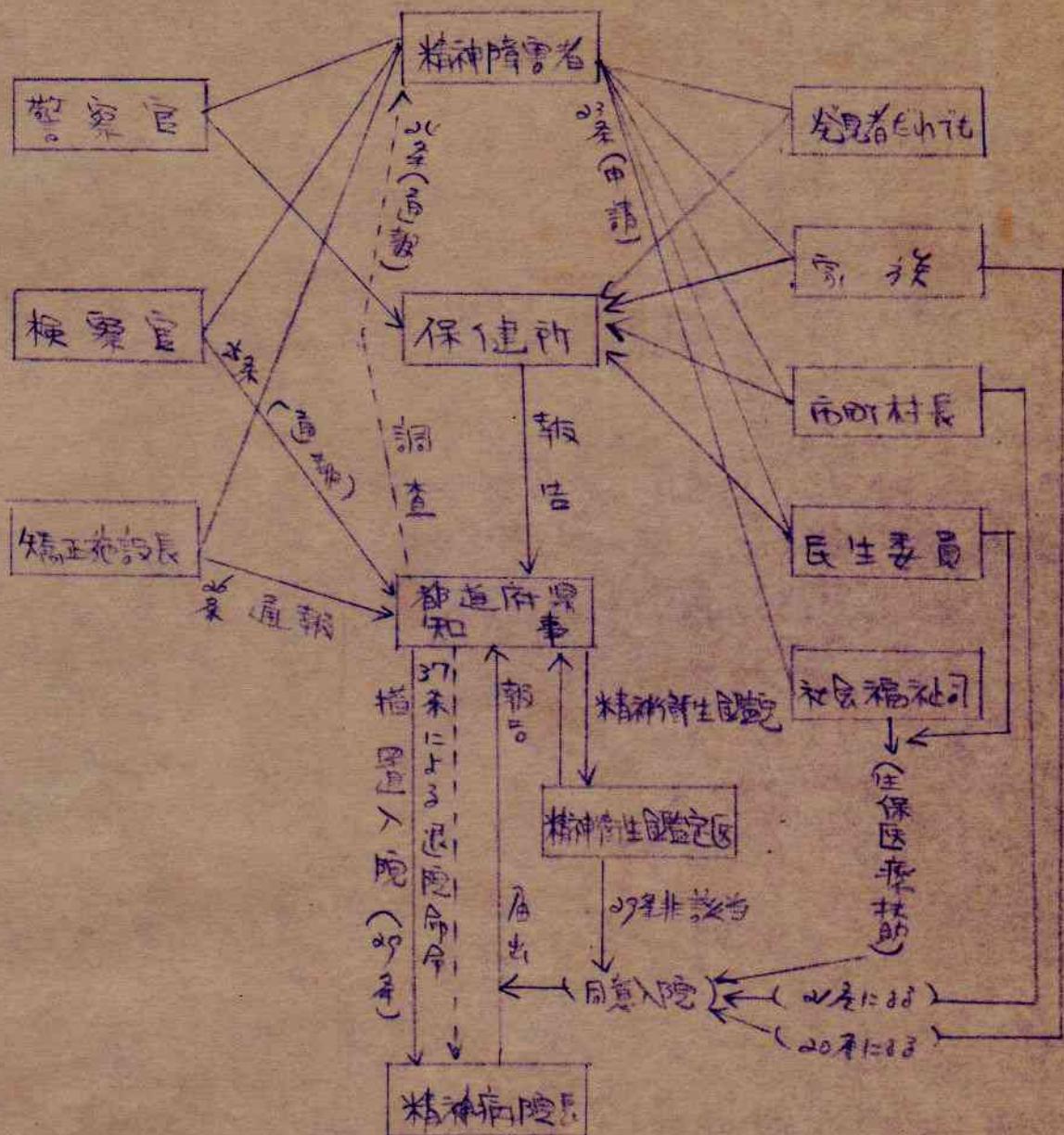
ii) 居住地が明らかなない者

i) 自から精神障害者と稱し、更生相談所窓口に保
護申請した場合は、保健所と合同面接のうえ当所
扱い

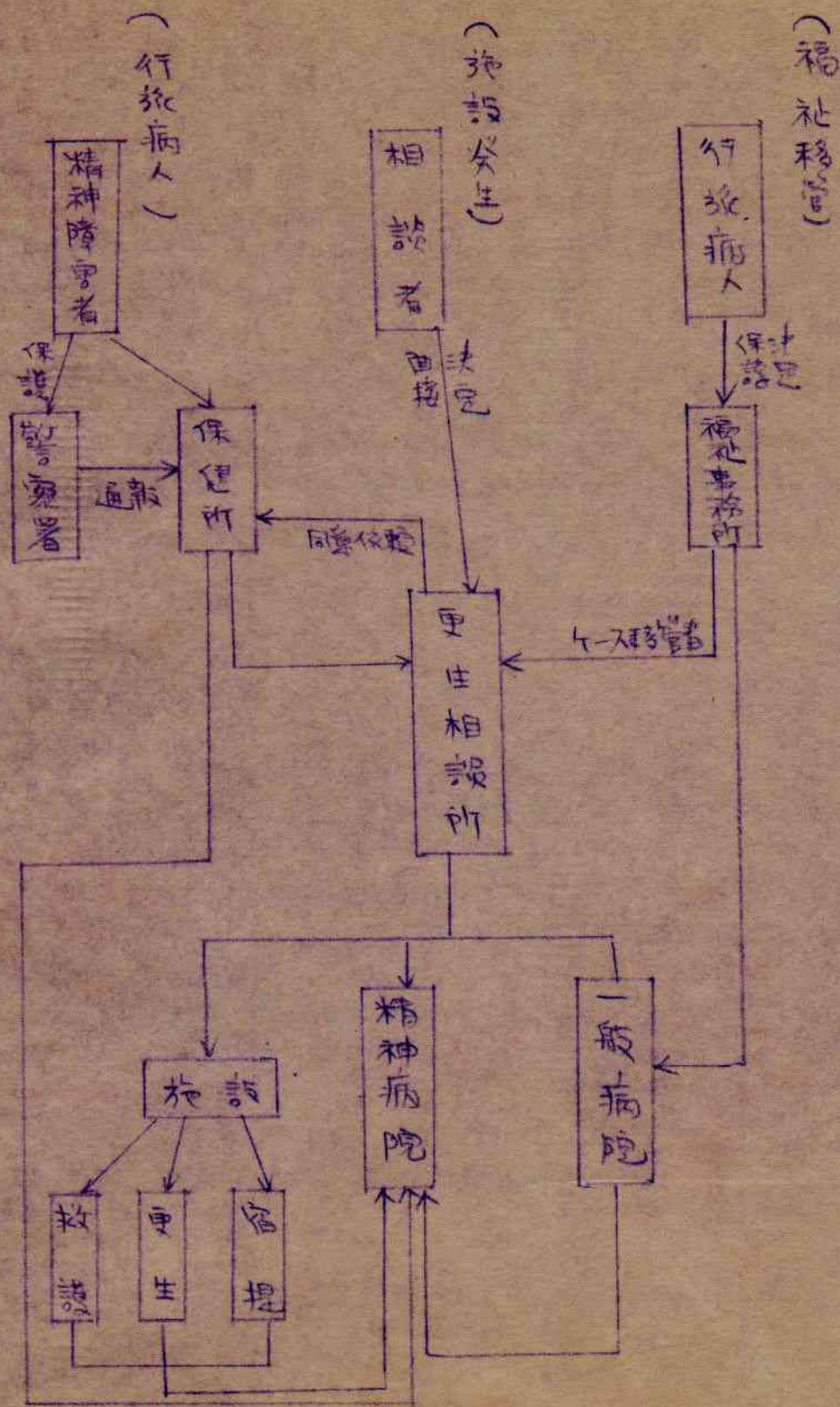
ii) 行徳病人で入院中に精神病を併発した場合は、
各福祉部より後日当所に移管される。費用面を担
当する

iii) 行徳精神障害者は、各警察が窓口となり各保健
所扱い、当所に移管を受け費用面を措置する

“精神衛生法”による精神障害者の取扱



精神障害者入院経路（更生相談所扱）



精神障害者退院経路（更生相談所版）

